

## 理 由 書

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を計画的に保全すべく、生産緑地地区として指定しております。

今回、申出基準日を経過した生産緑地及び主たる農業従事者が死亡した生産緑地のうち、所有者から買取りの申出がなされ、所有権移転が行われなかったため、生産緑地地区の行為の制限が解除された区域について、廃止及び縮小するものです。

また、農地等のうち、「防災・減災機能」を有し、良好な生活環境の確保に相当な効用があると認められるものについて、新たに追加及び区域の拡大をするものです。

さらに、地積測量の実施に伴い面積の更正登記等が行われた区域について、面積を変更するものです。